

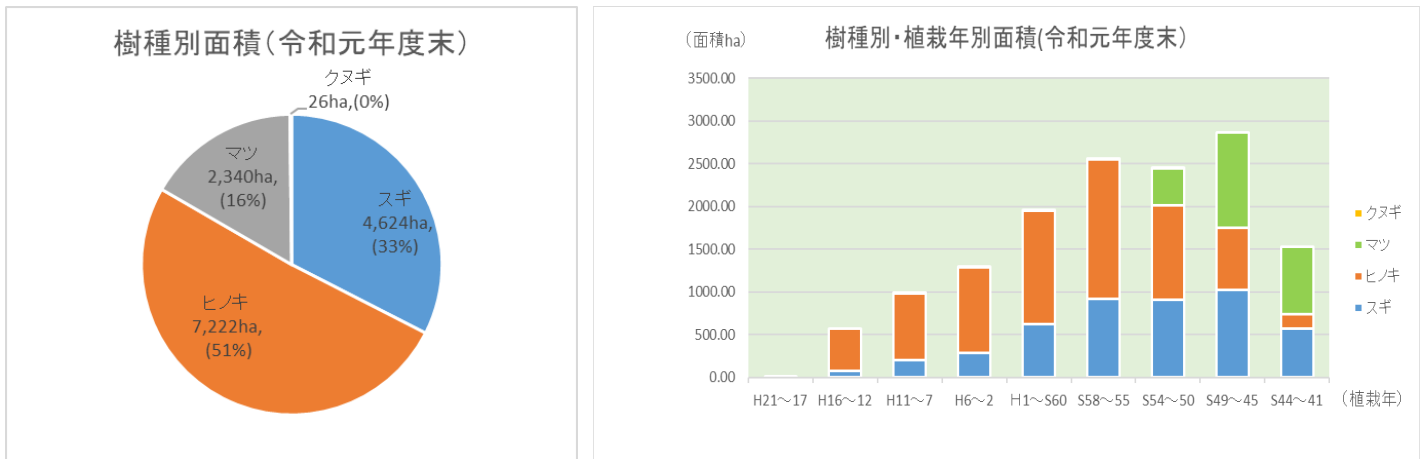
公益財団法人鳥取県造林公社の概要

■ 会社の概要

- 1) 名称 公益財団法人 鳥取県造林公社
- 2) 設立年月日 昭和41年4月13日（公益法人：平成25年4月1日登記）
- 3) 設置根拠 公益法人（公益法人整備法第44条）
森林整備法人（分収造林特別措置法第9条）
- 4) 基本財産 出捐金1,000千円（鳥取県1,000千円）
- 5) 役員 理事8名 評議員5名 監事2名

- ## ■ 目的
- 森林資源の造成及び整備を推進することにより、県土の緑化及び自然環境・地球環境の保全並びに水資源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ## ■ 経営面積
- 14,212ha（県内人工林の約12%）



市町村別植栽管理面積（令和元年度末）

（単位：ha）

区分	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ等	合計
鳥取市	1,032	1,650	307	6	2,995
岩美町	119	407	105	3	634
八頭町	514	301	66	1	882
若桜町	166	12	5	0	183
智頭町	235	195	41	0	471
倉吉市	104	177	214	0	495
湯梨浜町	47	99	26	0	171
北栄町	12	12	18	0	41
三朝町	320	765	255	0	1,340
琴浦町	126	210	86	0	422
大山町	146	298	310	3	756
米子市	1	12	0	0	13
南部町	216	400	99	0	715
伯耆町	144	527	266	4	941
江府町	351	398	8	0	758
日野町	393	610	225	5	1,234
日南町	696	1,150	310	5	2,162
計	4,624	7,222	2,340	26	14,212

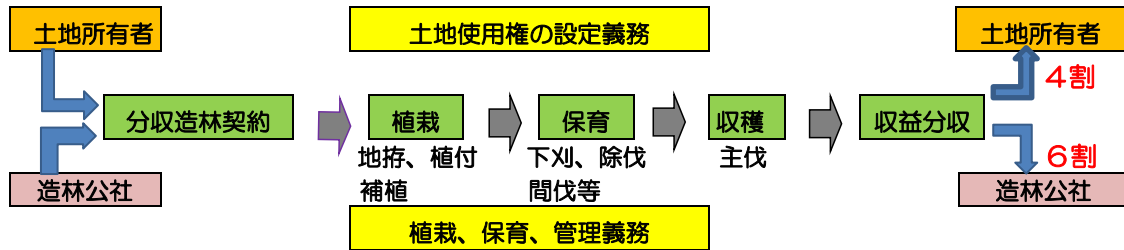
■ 経営改善に向けた更なる取り組み

1) 公社経営の現状

公社は、昭和41年4月に設立以来、森林所有者では整備が進みがたい森林において分収方式により造林を推進し、県土の保全・水資源のかん養等公益的機能の維持・増進を図るとともに、農山村の振興や雇用の創出、林業事業体の育成等に寄与してきました。

平成30年度末現在の植栽管理面積は142百ヘクタールに達していますが、造林地の多くが伐採期に至らず収入が得られない中、木材価格の低迷、造林に係る借入金の累増等により、厳しい経営状況となっています。

●分収造林のしくみ



2) 経営改革プランの策定

近年の木材価格の低迷等により、収入の大幅な減が見込まれることから、平成14年度及び平成18年度に造林公社の経営を改善するための見直しを行いました。平成25年2月に更なる改善のため、鳥取県造林公社経営改革プラン（H25年度～R66年度）と第1期経営改善計画（H25年度～R4年度）を策定しました。

なお、おおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、経営見直しを行うとともに、必要に応じてプランの見直しを行います。

経営改善の目標

- ・ 令和66年度までに長期収支を均衡させる。

経営改善に向けた主要な取組

利用間伐の推進	利用間伐を推進し、木材販売収入の確保を図る。
契約期間の延長	長伐期施業に対応するため、分収造林契約期間を延長する。 60年間 → 80年間
更新伐の導入	主伐時に抜き伐りし、立木状態で分収する「更新伐」の導入を進める。
原木の直送方式	原木を加工工場等に直接搬送する「直送方式」を推進する。
分収割合	分収割合は現行契約の6(公社):4(土地所有者)のままとする。

● 公社造林地における利用間伐の推進



プロセッサによる間伐材の枝払い・造材（智頭町）



フォワーダによる間伐材の搬出（八頭町）

3) 更新伐について

① 更新伐導入の決定

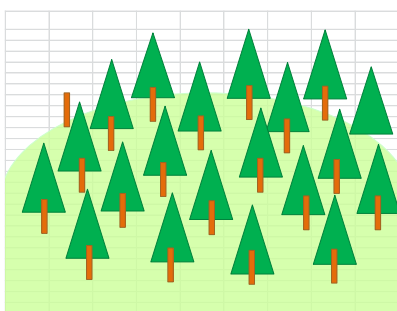
- ・ 契約期間満了前に皆伐か更新伐かについては、造林公社と土地所有者が協議して決定する。

② 土地所有者の負担軽減

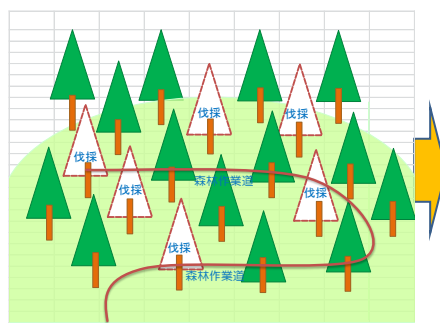
- ・ 更新伐では立木状態で分収するため、皆伐と異なり再造林する必要がなく、土地所有者の負担軽減につながる。

更新伐における立木分収のイメージ図

契約満了 10 年前 (70 年生)

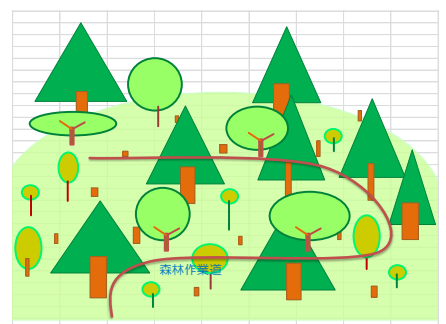


間伐・更新伐 (70 年～80 年生)



2回に分けて実施 (間伐と更新伐)

伐採数年後



1. 契約満了 10 年前に造林公社が立木材積を調査する。
2. 立木材積を分収率（公社 6・土地所有者 4）により立木のまま分収する。

1. 公社 6 割分の立木を、2 回 (間伐・更新伐) に分けて伐採する。
2. 伐採完了後は、土地所有者 4 割分の立木を土地所有者に分収。

1. 広葉樹が生育し、針広混交林となり、土地所有者による管理はほとんどなし。
2. 適時、土地所有者による立木伐採が可能。



利用間伐後の公社造林地（八頭町志子部）

公益財団法人 鳥取県造林公社

〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地

鳥取県土地改良会館2階

TEL (0857) 30-7077 FAX (0857) 30-7078

公益財団法人 鳥取県造林公社 西部事務所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

（鳥取県西部総合事務所日野振興センター内）

TEL (0859) 72-1193 FAX (0859) 77-0250